

株式会社大阪証券取引所 定例記者会見要旨

日 時：平成 21 年 5 月 19 日（火） 午後 3 時 30 分～午後 4 時 25 分

場 所：大阪証券取引所 4 階 大証ホール

会 見 者：米田社長、小島常務、藤倉常務、有富常務、中野監査役

米 田 三点、私からご説明させていただきます。

一点目は役員の退任と 6 月の総会に付議する役員候補者の選任です。まず、役員の退任の件ですが、6 月 15 日付で代表取締役常務取締役の小島茂夫氏が退任されます。それから、6 月 19 日の定時株主総会に付議する役員候補者ですが、取締役候補者として 2 名です。一人は、当社の常務執行役員である山澤光太郎氏です。山澤氏は常勤取締役候補者です。それからもう一名は、同志社大学 教授 森本滋氏です。森本滋氏は社外取締役候補者です。

次に監査役候補者です。監査役は 6 月 19 日の総会を以って現在の 3 名の方が任期を迎えることになります。新たに、日本証券経済研究所理事の金田尚武氏が常勤監査役候補者です。それから、非常勤監査役候補者として、現在、監査役の岩城裕氏が再任となります。もう一方は、公認会計士で日本公認会計士協会近畿会会长の中務裕之氏です。そして、補欠監査役として、弁護士で現在、補欠監査役の松井俊輔氏が再任となります。以上が取締役の退任と 6 月の総会に付議する役員候補者です。本日の取締役会で決議いたしました。

二点目は「金銭信託型上場投資信託の上場制度の整備等について」です。ご存知のとおり、上場投資信託（ETF）の多様化をここ 2 年間進めてきました。2001 年 7 月に日本で現物拠出型 ETF の上場制度が導入され、当初は日本の株価指数を対象とした ETF ということで、我々は日経平均株価を対象にした ETF を上場しました。これが第一段階となります。およそ 2 年前から多様化を図るために金価格連動型 ETF という商品価格連動 ETF、それから、中国株などの外国株価指数連動 ETF、また為替相場連動 ETF などを上場してきました。これが第二段階です。今回、第三段階といいますか、言葉としては金銭信託型 ETF と言っていますが、例えば、商品先物といった市場デリバティブを対象とした ETF の運用も可能となる金銭信託型 ETF の上場制度を整備しました。この金銭信託型 ETF の上場制度につきましては、今後、パブリックコメントを募集しま

して、7月の導入を予定しています。市場を開設しますと、ETFの上場申請が行われます。それを当社で審査し承認しますと、夏頃には新しいETFの上場が可能になると思います。

三点目は、「大証金融商品取引法研究会の発足について」ですが、以前、「証券取引法研究会」がございました。証券取引法が金融商品取引法に変わりましたので、研究会を再度発足させることになりました。

資料に設立の趣旨が書いてありますが、「証券取引法研究会」は昭和35年の2月に作られた機関で、証券取引法とか商法など学識者を中心に、私ども実務家も加わって研究してきました。その研究成果を論文として発表し、証券界や学会で大変高い評価を受けてきました。その後、平成12年に私どもも会員制組織から株式会社組織へと変わろうとしている時期でもあり、制度も大きく変化する中で研究会の取り組み方を見直し、一旦、平成12年に中断していました。その後、金融商品取引法が施行され、またいろんな法制度も時代の変化を受けて変わってきたので、今回、研究会を新たな形で立ち上げることを決めさせていただきました。

研究テーマは金商法、会社法といった関係法令、そして取引所が直面している法的な問題です。月1回ぐらいお集まりいただきまして、適宜その研究の成果を私どものホームページで公表し、それから半年に1回くらい印刷物としても出していくことを考えています。研究会のメンバーは20名くらいを想定していまして、会社法や金商法がご専門の先生方に集まつていただくことを考えています。資料に研究会の幹事の方4名のお名前を挙げさせていただいている。研究会自体は9月に発足する予定になっています。

以上、私の方から三点ご説明いたしました。

記　者　二点お願いします。まず、今回のETFの上場制度の導入により、具体的にはどのような商品の上場をお考えなのでしょうか。二点目は、昨日、新型インフルエンザの「危機対策本部」を設置されましたが、1日経過した状況についてお聞かせください。

米　田　具体的にどういう商品を上場するのかというご質問ですが、まだ具体的な商品は決まっていません。いろいろと検討している中で、商品の先物を組み込んだETFを早い時期に上場したいと思っています。それで、商品の先物はなんだということですが、商品先物の世界で一番関心が高い

いのはやはり原油先物だと思います。私どもの日常生活に絡んでいますし、産業界でも原油価格は非常に関連します。また、原油はグローバルな商品でグローバルな指標が新聞紙面に出ます。そういういた馴染みやすい先物指標を組み込んだ商品ができるだけ早い時期に上場したいと思っています。

次に新型インフルエンザの関係ですが、昨日、兵庫・大阪地区で新型インフルエンザの発症事例が出てまいりましたので、昨日、私ども内部の危機管理のマニュアルに沿いまして「危機対策本部」を設置しました。まずはいろんな情勢、情報をきちんと把握していくことが大事だということで、そういう対応をとっています。具体的には、4月の下旬の段階で「対策チーム」を設けていましたから、その延長線上で対応しています。一つにはマスクの着用を義務付ける。それから不要不急な出張も抑えています。

また、取引所は極めて公的な機関ですから、感染が広がることによって市場の運営にいささかでも影響が出ない体制を考えています。BCP プランで一定の大枠を決めていますから、それに沿った対応を取っています。職員の状況を逐次把握し、感染が広がっても取引所の市場運営に支障をきたさないような準備を進めたいと考えています。危機管理は速やかに個々の状況に対応していくことを考えることだと思います。例えば、私どもで主催するセミナーを延期するとか、見学についても少し様子を見させていただくなど諸々の対応をしています。

記 者 新しい ETF ですが、7月に制度を導入して商品が上場されるのはいつ頃の見通しなのでしょうか。

米 田 市場を開設して、その市場に対応できる商品を申請していただく必要があります。そして、私どもで審査をします。その審査の期間が必要ですが、今までの例からいいまして大体市場開設後1か月の間に上場され、取引が始まるのが通常のパターンだという感じではないでしょうか。

記 者 早ければ8月。

米 田 審査をしてみないと分かりませんが、夏の間くらいにはと私は思っています。

記 者 大証の ETF は現在 12 銘柄上場していますが、将来は何銘柄にしたい

という目標はお持ちでしょうか。

米 田 数の目標を設けているわけではありません。50 銘柄あればいい、100 銘柄あればいいということではないと思います。やはりニーズある特色ある商品をできるだけ上場させたいと考えています。私どもは現在 12 銘柄ですが、どの銘柄も比較的取り引きしていただいている。それぞれ堅調に取引が行われているという感じですので、引き続きそういうスタンスで取り組んでいきたいと思います。

記 者 ETF に関して三点お伺いします。まず一つは、日本の商品先物市場が縮小している中で、商品先物の ETF にニーズがあるのでしょうか。二つ目は、すでに上場している金 ETF と何が大きく違うのか、またリスク面でどう違うのか。三点目は、大証が商品先物を ETF で行うことで、総合取引所構想に不利益にならないかという点です。

米 田 日本の商品先物市場が縮小していることと、商品先物に対するニーズは分けて考える必要があると思います。グローバルには商品先物の取引ニーズは増えて拡大していると思います。やはり、商品先物の取引ニーズというものは、石油をとっても生産の大きな原料となり、自動車の燃料となっている。そういった中で価格が変動し、ヘッジしたいというニーズがあるわけで、先物へのニーズはあると思います。

二点目ですが、現在上場している金価格 ETF は対象が現物です。今回の ETF は先物を組み込むものです。現在の現物抛出で交換するとかリンク債を利用するとかいうものではありません。先物を組み込むためには、金銭に交換できることが必要となります。

この制度の導入により商品先物だけではなく、例えばスワップなんかもできる。今回の ETF の妙味は何かといったら先物を組み込んだ ETF ができるということです。

三点目ですが、総合取引所構想との兼ね合いということですが、今回は ETF を通じて商品先物市場に入っていくことになります。これはどちらかというと個人投資家を対象にした取引になります。総合取引所構想は、株式デリバティブ、金利・為替デリバティブ、商品デリバティブを一体で一つの取引所で運営していくことです。実際デリバティブを取り引きする投資家にとって非常に利便性が高くなるという観点での総合取引所構想ですから、必ずしもこの ETF で総合取引所構想に影響は無いと思います。基本的に性格は違うと思います。

記 者 二点目のリスクはどう変わってくるのでしょうか。現在上場されているリンク債で組成された ETF はリンク債発行体の倒産リスクがありますが、デリバティブを対象とするとどういう違いが出てくるのでしょうか。

米 田 先物取引ですから、証拠金に対する倍率がかかつてきます。証拠金を入れて、例えば原油の先物で運用していく。そうすると、キャッシュベースで見ると、トータルの額は対象商品の商品先物の元本に合う額になっていますから、証拠金以外の資産は有価証券で運用することになります。ですから、どこにリスクがあるかというと商品先物に伴うリスク、日々の値洗いで資産の評価が変わってきます。そういういた価格変動による評価損益が ETF の価格に反映されるということになります。

今回まず想定している ETF は取引所先物市場の商品を対象にしますから相手先がデフォルトした場合のカウンターパーティリスクはありません。先程のリスクと絡みますが、商品先物 ETF は商品先物でレバレッジをかけた取引をしますから、商品先物の価格変動に伴うリスクが ETF の価格に主に反映されてくるということです。

リンク債を組み込んだ ETF は、クレジットリスク、つまりリンク債の発行体の倒産リスクがありますが、取引所上場の商品先物を対象にした ETF ではそれが無いということになります。

話が別件になりますが、今回の ETF の上場制度に併せて、リンク債や OTC デリバティブ等を組み込んだ ETF に対して、リンク債などの発行体の信用に関する審査基準、それから発行体の格付けの変更を必ず速やかに情報開示する適時開示基準を規則上明記することにしました。もちろん、今でも任意開示はしていますが、投資家保護の観点から、取引所の上場制度として明確化することにしました。

記 者 日本の商品先物市場の場合、機関投資家が市場に入ってこない点に課題がありますが、商品先物 ETF の対象もどちらかというと個人投資家ということになるのでしょうか。

米 田 ETF 自体は小口化されている商品ですので現状は個人投資家が中心になっています。

記 者 6 月 1 日にも大証の上場会社数が 1,000 社割れになります。新興市場の展望と比較して、一部・二部市場の衰退に対する展望が開きにくいよう

に思われますが。

米 田 大証にとって一部・二部市場は非常に大事な市場です。日本を代表する重要な企業も上場していただいているので、引き続き私どもとしては時代の環境の変化の中で、大証一部・二部市場の魅力を高めるための様々な方策に取り組んでいきたいと思っています。IR支援などを充実していくといふこともありますが、基本的に流動性を高めるためにどういった方策が考えられるのか。日本の取引制度の制約の中でいろいろと困難なことはありますが、海外でもいろんな動きが出ていますので、基本的には市場の魅力を高めていくために今後ともいろんな策を打っていきたいと思っています。

記 者 「金商法研究会」をこの時期に立ち上げた理由についてお願ひします。

米 田 過去同様な研究会を40年近く運営し、一時中断していましたが、その後、どこかの時点で再度研究会を立ち上げようということになりました。ちょうど金融商品取引法が施行され、制度改革も出てまいりましたし、そういった中で事前の準備を進めて来て、この時期になったということです。とくにこの時期に思い立って立ち上げたということではありません。

記 者 先日、東京工業品取引所の新売買システムでトラブルが発生しました。大証は東工取と同じNASDAQ OMXのシステムを採用される予定ですが、システム導入に影響はありませんか。

米 田 全くございません。システムを安定的に運営していくことは大切なことですが、また非常に難しいことです。特に新しいシステムを立ち上げた直後は難しい。それは、どこのシステムということではなくて、一般的にそういうことが言えるわけで、他の取引所で起きた事象についても何故そういうことが発生したのかということについて我々も反省材料として捉えることだと思います。結論からいいますと、全く影響はなく、私どもは私どもとして進めていくということです。

記 者 一部・二部市場の活性化についてどういった具体的な方策をお考えでしょうか。

米 田 ブランドは一日にしてならずで、やはり長年の蓄積が必要です。大証市場においても地道に取り組んでいくということです。これは戦略的なことでもありますし、具体的にこうだとは申し上げられませんが、日本の場合はいろいろ制度上の制約があり同じようには行かないのは分かっていますが、世界で起きている現物市場での事象を参考にしながら行いたいと思います。ただ、やはりいいシステムを持ってコストの安い効率的な市場をつくっていくということは基本的に大事な部分であって、そういうことも含め、いろんな可能性を追求していくということだと思います。

記 者 今回の役員人事の狙いをお聞かせください。それから山澤さんの担務はどうなるのでしょうか。

米 田 役員異動に関しては適材を適宜配置していくということに尽きると思います。今回、社外取締役候補のお一人に同志社大学の森本 滋先生をお願いしています。金融商品取引法が施行され、それに基いて取引所の制度の枠組み、取引制度がいろいろ変わってきてますので、金商法、会社法の観点から市場運営、そして私どものガバナンスの面について見ていただきたいと考えています。

それから、監査の制度も変わってきます。私どももジャスダックとの組織の統合も控えていますので、監査役に公認会計士の方に入っていただき、その観点でお願いしたいと思っています。

当社の役員体制は取締役と執行役員制度を探っていますが、そういう中でどういった人員体制を探るかであり、要は適材適所ということだと思います。出身がどうだとか、経歴がどうだとかではなく、適材の人を適切に登用するということだと考えています。また、山澤氏の担当ですが、これは6月の総会で選任された後、執行役員の体制も併せて全体の新体制が決まった段階で公表させていただきます。

記 者 大証生え抜きの小島氏が退任されることで、とくに職員のモチベーションについてどうお考えでしょうか。

米 田 職員全体の士気を高めることは、当然経営者として重要なことです。それは、取締役だけではなくて執行役員を含めて考えていく必要があると思います。取引所の職員も新卒以外に中途で入社された方も多く、職員構成も随分変わっています。あまり生え抜きとか意識する状況で

はなくなっていると思います。要はふさわしい人がふさわしいポストに就いているかだと思います。

記 者 ジャスダックですが、松本新社長になってから赤字体質からの変化の兆しは見られますか。

米 田 見られます。新興市場を巡る環境が厳しい中で赤字が前年度決算まで続いていました。そういう中で松本新社長体制の下で過去にとらわれずゼロから見直していくことで、役員の報酬、市場運営コストなど節約していろんな対策に取り組んでおられます。それは、相応に効果が出ていると思います。まだ4か月くらいしか経過していませんので、これからだと思っています。相場の環境によって収益が大きく変わってまいりますが、どういった市場環境であっても赤字が出ない体質にしていくということにつきると思います。

記 者 年末年始の半日立会いの廃止ですが、これはどういう負担があつて廃止を決められたのでしょうか。

米 田 システムの負担に関連して半日立会いを廃止することになったとも言われていますが、私どものシステムではすでに半日立会いに対応していますので、別段問題はありません。証券界だけが今まで特殊な対応だったわけですが、半日立会だと取引機会が減るわけですから、やはり年末年始でも全日立会いをしたほうがいいでしょう。グローバルに見れば年末年始は休んでいないわけですから、私どもは世の中のニーズに対応して行うということです。決してシステムの負担ではありませんし、システムの負担というのはおかしいと思います。

記 者 半日立会い廃止に伴う必要な対応は。

米 田 システム的にはパラメータの変更だけで問題はありません。あとは職員の勤務体制ということでしょうか。システムの負担があるから半日立会いを廃止するわけではありません。

記 者 大発会・大納会は行うのでしょうか。

米 田 それは儀式の問題です。はっきりしていませんが、開催するとなると

時間は変わるでしょう。これまで年末年始が半日立会いなので、イブニング・セッションは行っていません。今回、年末年始が全日立会いとなるため、イブニング・セッションもあり、年末年始も通常の立会いと変わらなくなります。

記　者　　ETFにデリバティブを取り込むことが可能となると、投資家から見て商品先物と新しいETFの違いはどの点にあるということになりますか。

米　田　　個人投資家から見た場合、例えば、ニューヨークの原油先物を取引しても現実的に難しい。これをETFにすれば、小額で結果的には原油先物に投資したのと同じような効果が出てくる。日経平均も同じで、銘柄を全て買おうと思うと何億円とかかるわけで、個人ではなかなか買えません。ところが225連動ETFであれば、今の価格ですと約9万円で225銘柄に投資したのと同じような効果が得られる。そこが、個人投資家にとって大きなメリットだと思います。

以　上